

## 埼玉県職員大学派遣研修要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、埼玉県職員研修規程（昭和50年訓令第8号）第10条の規定により、職員を大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学及び大学院をいう。以下同じ。）に派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(派遣の目的)

第2 この派遣は、本県の重要な政策課題を解決する上で必要となる専門的知識、能力と幅広い視野を習得させるために、職員を国内の大学に派遣し、その成果を県政に反映させようとするものである。

(派遣の区分)

第3 派遣の区分は、次に掲げるものとする。

(1) 東京大学大学院公共政策学教育部公共政策学専攻（専門職学位課程）及び埼玉大学大学院人文社会科学研究科博士前期課程に2年間派遣するもの並びに政策研究大学院大学政策研究科修士課程に1年間派遣するもの（以下「大学長期派遣」という。）

(2) 通学が可能な範囲の大学に1年間派遣するもの。ただし、派遣日は年間70日を限度とし、週2日以内を原則とする。（以下「大学短期派遣」という。）

(派遣の人員)

第4 派遣の人員は、予算の範囲内で、次に掲げる人数を限度とする。

(1) 大学長期派遣

ア 政策研究大学院大学政策研究科修士課程 一年度につき3名

イ 東京大学大学院公共政策学教育部公共政策学専攻（専門職学位課程）  
二年度につき1名

ウ 埼玉大学大学院人文社会科学研究科博士前期課程 二年度につき1名

(2) 大学短期派遣 一年度につき4名

(研修生の推薦)

第5 知事部局の各部長、企業局長、下水道局長、議会事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、監査事務局長及び教育長は、次に掲げる要件を有する者で、派遣を希望する者を別に定める人員の範囲内で、総務部長に推薦するものとする。

(1) 派遣を開始する年度の4月1日において、大学長期派遣及び大学短期派遣にあっては、原則として本県に3年以上在職し、かつ現在課所に2年以上在籍し、年齢が40歳以下であること

(2) 行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表（一）、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）、企業職給料表（一）又は下水道企業職給料表の適用される職員であること

(3) 派遣先が必要とする学力を有し、心身共に健全であること

(4) 派遣期間終了後も引き続き職員として勤務する意思のあること

(研修生の選考及び内定)

第6 総務部長は、推薦された者に対して選考を実施し、研修生を内定する。

(研修生の決定)

第7 大学長期派遣の研修生に内定した職員は、次のすべての項目に該当したときに総務部長が研修生として決定する。

- (1) 研修先で受入を認められたとき
- (2) 同意書(様式1)を総務部長が受理したとき
- 2 大学短期派遣の研修生に内定した職員は、研修先で受入れを認められたときに、総務部長が研修生として決定する。

(研修生の身分上の取扱い)

第8 研修生は、派遣日に研修のための旅行を行うものとする。

(派遣に必要な経費の負担)

第9 派遣に必要な経費のうち、次に掲げるもの(これに相当すると総務部長が認めるものを含む。)は県が負担する。

- (1) 検定料
- (2) 身体検査料
- (3) 入学金
- (4) 授業料
- (5) 研究に必要であると総務部長が認める図書を購入する費用(別に定める額を限度とする。)

(研修生の義務)

第10 研修生は、派遣期間中の派遣日には専ら所定の研究活動に携わるものとする。

2 研修生は、次に掲げる報告書を当該各号の定める時期に総務部長に提出するものとする。

- (1) 研修開始報告書 大学長期派遣において、派遣を開始する日から1か月以内
- (2) 中間報告書 大学長期派遣(政策研究大学院大学政策研究科博士前期課程を除く。)において、派遣開始後1年を経過する日から1か月以内
- (3) 最終報告書 派遣期間終了の日から3か月以内

(研修生の取消)

第11 総務部長は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときに、研修生の決定を取り消すものとする。

- (1) 職員としての身分を失った場合
- (2) 心身上の理由により研修の継続が困難になった場合
- (3) 派遣先での学業又は研究の実績が著しく不良である場合
- (4) 研修命令に違反する行為、非行、その他の理由により研修生として適格でないとい認められる場合

(支給経費の返還)

第12 大学長期派遣は、埼玉県職員の留学費用に関する償還条例(平成19年条例第6号。以下「条例」という。)に該当する研修であり、研修生は条例第3条に

該当して離職した場合には、条例の規定に基づき、県が負担した費用に相当する金額を償還しなければならない。

(委任)

第13 この要綱の実施に関し、必要な事項は総務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年2月9日から施行する。
- 2 第6の規定は、昭和59年度に派遣する研修生から適用し、昭和58年度に派遣する研修生の決定にかかる選考及び内定は総務部長が行う。
- 3 埼玉県職員大学派遣研修要綱（昭和52年3月3日決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年11月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度に派遣する埼玉大学大学院経済科学研究科修士課程の研修生の内定については、改正後の要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成8年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年8月11日から施行する。
- 2 第3条第1号、第4条第1号、第5条第1号の規定は、平成12年度に派遣する研修生から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。